
プロジェクト	資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	第 497 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 497 回企業会計基準委員会（2023 年 3 月 8 日開催）で議論された事務局の分析について、聞かれた意見をまとめたものである。

II. 事務局の分析について聞かれた意見

範囲

2. 今回開発する実務対応報告においては必要最小限の取扱いを定めることとしているため、範囲を絞るという事務局の提案に同意する。
3. 第 1 号電子決済手段及び第 2 号電子決済手段に関して、券面額と同額で発行される電子決済手段のみを実務対応報告の対象とする事務局の提案に賛成する。発行時に券面額と異なる価格で発行されたとしても、概ね取引のパターンや会計処理の想像がつくため、個別に検討することは可能と考えられる。
4. 電子決済手段等取引業者に預託されない外国電子決済手段については、海外の法令における払戻担保措置など、価値の安定性を図る仕組みが国内で発行される電子決済手段と異なる可能性があるため、電子決済手段等取引業者に預託されないものを実務対応報告の対象外とする事務局の提案に賛成する。
5. 実務対応報告の範囲に含める外国電子決済手段に関して、利用者が電子決済手段等取引業者に預託した場合に限定する理由を、発行者が利用者に券面額と同額で払戻す仕組みだけでは足りず、制度上、利用者への払戻しの履行が担保されていることまで必要ということと理解したが、発行者が利用者に払戻す仕組みだけでは足りないという点を明確にしていきたい。
6. 第 4 号電子決済手段は、その券面額と同額で法定通貨による払戻しが約されているものではなく、暗号資産に類似する性格を有する可能性があるため、実務対応報告の対象外とする事務局の提案に賛成する。

会計処理（測定）

7. 第1号電子決済手段から第3号電子決済手段を同一の資産項目として取扱い、電子決済手段は、その取得時には券面額で測定し、期末時における評価については、要求払預金に準じて取り扱うという事務局の提案に賛成する。

開示（注記事項）

8. 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」における預金に関する定めに従うとした場合、具体的にどの注記をさしているのか不明確なため、結論の背景で補足することを検討いただきたい。

その他の論点（外貨換算）

9. 企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準」（以下「外貨建会計処理基準」という。）及び日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」を改正しないとする事務局の提案に賛成する。
10. 文案については、具体的な会計処理を記載せず、外貨建会計処理基準における外貨建金銭債権債務に関する定めを参照するという記載でも良いと考える。

以 上